6 井 産 第 3 0 5 号 令 和 6 年 1 2 月 2 5 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

井手町長 西島寛道

市町村名		井手町
(市町村コード)		(26343)
地域名 (地域内農業集落名)		上井手·田村新田区
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年11月11日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

耕作面積のうち約4割を75歳以上の農業者が所有している。田村新田区は耕作者も限られ、耕地面積のうち75歳以上の農業者が占める割合は6割近い。他地区と同様に町外所有者の農地が放棄地となる傾向が強い。上井手区は、山際の農地では鳥獣の侵入が顕著である。自家消費生産も多いが、他地区より地域農業者が比較的若く、中間管理事業により借受をしている農業者もいる。多面的機能支払交付金事業も過去より取り組んで、農業者自身が主体的に農業用施設の改修・維持管理を地域ぐるみで実施している。定年による就農者が今後一定数見込まれる状況であり、地域内で耕作の調整をされ、農業の担い手となっている。(米の機械を一式もている農家が15戸ほど)

農地はほ場整備未実施区域であり、大型機械による大規模な営農には向かない。

長い目で見るとアンケート結果では後継者は地区農地面積の2割分しかおらず、担い手の確保が望まれる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

自分の農地は自分で耕作することを基本とするが、耕作できなくなった農地は中心経営体に集積・集約化するとともに地域の農業者、地縁者等で組織している経営体に集積し、水稲の効率化を図る。

地区外の担い手の確保や、定年帰農者のスムーズな営農開始に資する調整、既存農業者以外にも、土地持ち 非農家に農地活用を促せる品目を提示することにより、効率的な農地利用を進め、道の駅を最大限活用した地 域農業の振興を図る。有害鳥獣対策の取組推進により、獣害による生産ロスを軽減させ、効率的な農地利用を 図る。

今後国道が通ることに合わせ、農地整備等の環境整理を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積		34.7 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	34.7 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項
	(1)農用地の集積、集約化の方針
	農地中間管理機構を活用し、規模拡大の意向がある認定農業者、地域の担い手農業者との調整を行う等により、担い手への農地集積を進める。
	(2)農地中間管理機構の活用方針
	農地中間管理事業の活用を促し、中核的担い手に農地の集積集約を進め、農地利用の効率化を図る。
	(3)基盤整備事業への取組方針
	現在のところ取組予定はない。
	(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
	市町村やJAと連携し、規模拡大の意向がある認定農業者、地域の担い手農業者の発掘、育成をおこなっていく。
	(3) 展来協问和ロ寺の展果文族リーに入事業有寺への展作業安託の治用方面 検討中
	L 以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)
	□ ① ① ② ② ② ② ② ② ② ②
	□ ⑥燃料・資源作物等 □ ⑦保全・管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携等 □ ⑩その他 □ ◎ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
	【選択した上記の取組方針】
	①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
	でかに対応できる体制を構業する。所でで地域内がから捕獲人材の確保・自成を進める。 ②減農薬、減肥料の取り組み等を推進する。
	③農法に見合ったスマート機器を導入し、営農の省力化に取り組んでいく
	⑤高収益の見込まれる作物の導入についても検討していく。
	⑦保全・管理等の徹底により放棄耕作地等が発生しない状況づくりを進めていく。
	⑧土地改良区を中心に農業用施設の維持管理に取り組んでいく。